○内閣府令第

号

元号を改める政令 (平成三十一年政令第百四十三号) *(*) 施 行に伴い、 及び金融 商 品取引法 昭昭 和二十三年

法律第二十五号) 第四 十条第二号の 規定に基づき、 金融 商 品 取 引業等 に関 はする内 閣 府 令及 び 金融 商 品品 取 引業

令和元年 月 日

等

に

. 関す

る内

閣

府

令

 \mathcal{O}

部を改正す

る内

閣

府令

. の 一

部を改

正す

る内

閣

府令を次

のように定

め

 \dot{z}_{\circ}

内閣総理大臣 安倍 晋三

金融 商 品 取 引業等に 関する内 閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣 府令 \mathcal{O} __ 部を改正する内閣府

令の一部を改正する内閣府令

金 融 商 品品 取 引業等 に 関 す る 内 閣 府 令の 部 改 正

第 条 金 融 商 品 取引業等に 関する内 閣 府令 平 -成十九分 年内閣府令第五十二号) の 一 部を次のように改 正 す

る。

 \mathcal{O}

傍線

を付

した部分のように改め、

改正

前

欄

及び

改正

後欄

に対応して掲げるその標記部

分に二

一重傍線

を付

次 の表により、 改正 前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

した規定(以下「対象規定」という。)は、 改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定とし

て移動し、 改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてい ないものは、これを加

える。

上になると見込まれること。 る申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日におけ一 [略]	める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。第六十二条 法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)	(金融商品取引業者と密接な関係を有する者) (金融商品取引業者と密接な関係を有する者) (金融商品取引業者の子会社等(今第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この号、第三十三条第二項、第三十三条第一項第三十号、第十二項第三号及び第十三項、第百二十五条の七第二項第二号並びに第六節において同じ。)の子会社等をいう。第百二十三条第十二項第三号及び第十三項、第百二十五条の七第二項第二号並びに第六節において同じで第十三項、第百二十五条の七第二項第二号並びに第六節において同じで第十三項、第百二十五条の七第二項第二号並びに第六節において同じ。)の子会社等	改正後
二 [同上]	第六十二条 [同上] (特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)	(金融商品取引業者と密接な関係を有する者) (金融商品取引業者と密接な関係を有する者) (金融商品取引業者と密接な関係を有する者) (金融商品取引業者の子会社等(今第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。以下この号、第三十三条第二項、第三十四条、第百二十五条の七第二項第三号並びに第六節において同じ二項、第百二十五条の七第二項第二号並びに第六節において同じの)の子会社等をいう。第百二十三条第十一項第三号及び第十二項、第百二十五条の七第二項第二号並びに第六節において同じ。)の子会社等をいう。第百二十三条第十一項第三号及び第十二項、第百二十五条の七第二項第二号並びに第六節において同じ。)の子会社等	改正前

[イ~へ 略]

三「略」

おそれがあるもの)(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる

第百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は |

、次に掲げる状況とする。

[一~二十一の三 略]

金融庁長官の指定するもの(以下この号から第二十一号の六までをいう。次号から第二十一号の八まで及び第七項において同じ。)が、その所属する金融商品取引業協会の規則(たおいて同じ。以下この号から第二十一号の八まで及び第七項において同じ。な融商品取引業者(指定親会社を親会社(法第五十七条の二第八項に規定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引において同じ。)が、その所属する金融商品取引業協会の規則(定おいて同じ。)とする特別金融商品において同じ。)とする特別金融商品でおいて同じ。)とする特別金融商品でおいて同じ。)とする特別金融商品でおいて同じ。)とする特別金融商品である。

7~~ 同上]

1

百二十三条第八項及び第十二項において同じ。)に係る権利 百二十三条第八項及び第十二項において同じ。)に係る権利 び店頭商品デリバティブ取引(同法第二条第十四項に規定する外 国商品市場取引をいう。第六十七条第一号において同じ。)及 国商品市場取引をいう。第二条第十項に規定する商品市場における取 第二百三十九号)第二条第十項に規定する商品市場における取 第二百三十九号)第二条第十項に規定する商品市場における取

三同上

第百二十三条 [同上] おそれがあるもの) (業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる

二〜二十一の三

同上

おいて同じ。)を実施していないと認められる状況を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者及び第六項において「協会規則」という。)に限る。(協会規則及び第六項において「協会規則」という。)に限る。(協会規則

[二十一の五・二十一の六 略]

一十一の七 特定通貨関連店頭デリバティブ取引に関する情報を保 お取引業者等が、その所属する金融商品取引業協会の規則(金融 で「協会規則」という。)に限る。(協会規則を定める金融商品 取引業協会に加入していない金融商品取引業者等にあっては、金 融庁長官の指定するもの。次号において同じ。))の定めるとこ ろにより、特定通貨関連店頭デリバティブ取引について、金融商 存していないと認められる状況

財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合に財の定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者等に関する情報を、その所属する金融商品取引業協会(協会規則を定関の定めるところにより、特定通貨関連店頭デリバティブ取引に十一の八 特定通貨関連店頭デリバティブ取引に

を実施していないと認められる状況を実施していないと認められる状況を実施していないと認められる状況を実施していないと認められる状況を実施していないと認められる状況を実施していないと認められる状況を実施していないと認められる状況を実施していないと認められる状況を実施していないと認められる状況を実施していないと認められる状況を実施していないと認められる状況を実施していないと認められる状況

[二十一の五・二十一の六 同上]

[号を加える。]

[号を加える。]

あっては福岡財務支局長) に報告していないと認められる状況

略

-十 ー の 十 のうち、 為を行うための措置を講じていないと認められる状況 リバティブ取引の時価の変動に応じて、 の以外のものをいう。以下この号及び次号、 もの又は令第一条の十八の二に規定する金融庁長官が指定するも 引清算機関が当該店頭デリバティブ取引に基づく債務を負担する 携金融商品債務引受業務を行う場合には、 びに第十三項において同じ。)に係る変動証拠金 ィブ取引の相手方に貸付又は預託 ·預託等」という。)をする証拠金をいう。以下この号及び次号 第十項並びに第十 第十三項第一号ハ⑴において同じ。) 若しくは外国金融商品 金融商品取引清算機関 非清算店頭デリバティブ取引 一項において同じ。)に関して次に掲げる行 (当該金融商品取引清算機関が連 (以下この号及び次号において 当該非清算店頭デリバテ (店頭デリバティブ取引 連携清算機関等を含む 第九項、第十一項 (非清算店頭デ

もって充てられる場合には、 リバティブ取引の時価の合計額及び相手方から預託等がされて 出される当該資産に係る代用価格をいう。 いる変動証拠金の時価 非清算店頭デリバティブ取引の相手方ごとに、非清算店頭 価の合計額を毎日算出すること の合計額又は当該相手方に預託等をしている変動証拠金の (変動証拠金が第十項に規定する資産を 第十一項に規定する方法により算 以下イにおいて同じ

ロ~ホ 略

一十一の七 同 上

二十一の八 バティブ取引の時価の変動に応じて、当該非清算店頭デリバティ の以外のものをいう。以下この号及び次号、第八項、 もの又は令第一条の十八の二に規定する金融庁長官が指定するも 引清算機関が当該店頭デリバティブ取引に基づく債務を負担する 行うための措置を講じていないと認められる状況 第九項並びに第十項において同じ。)に関して次に掲げる行為を 預託等」という。)をする証拠金をいう。以下この号及び次号 ブ取引の相手方に貸付又は預託(以下この号及び次号において に第十二項において同じ。)に係る変動証拠金(非清算店頭デリ 携金融商品債務引受業務を行う場合には、 のうち、) の リバティブ取引の時価の合計額及び相手方から預託等がされ 第十二項第一号ハ⑴において同じ。) 若しくは外国金融商品 される当該資産に係る代用価格をいう。 もって充てられる場合には、 いる変動証拠金の時価 価 の合計額を毎日算出すること 非清算店頭デリバティブ取引の相手方ごとに、非清算店頭 合計額又は当該相手方に預託等をしている変動証拠金の時 金融商品取引清算機関 非清算店頭デリバティブ取引 (変動証拠金が第九項に規定する資産 第十項に規定する方法により算出 (当該金融商品取引清算機関が連 (店頭デリバティブ取 連携清算機関等を含む 以下イにおいて同じ。 第十項並

||十||の十| 積額 第五号に掲げる取引 以下この号において同じ。)に係る当初証拠金 号に掲げるものに限る。)を授受することを約する部分を除く。 して次に掲げる行為を行うための措置を講じていないと認められ 十一項並びに第百七十七条第一項第三号イにおいて同じ。)に関 対応して預託等をする証拠金をいう。 バティブ取引について将来発生し得る費用又は損失の合理的な見 て定めた金額に相当する金銭又は金融商品 (以下この号において「潜在的損失等見積額」という。) に 非清算店頭デリバティブ取引(法第二条第二十二項 (通貨に係るものに限る。) のうち元本とし 以下この号、第十項及び第 (同条第二十四項第三 (非清算店頭デリ

非清算店頭デリバティブ取引の相手方との間で次に掲げる事 事が生じた場合に、当該相手方との間における非清算店頭デリ 由が生じた場合に、当該相手方との間における非清算店頭デリ 事方から預託等がされている当初証拠金の時価(当初証拠金が 第十項に規定する資産をもって充てられる場合には、第十一項 に規定する方法により算出されるものに限る。)並びに当該相 では、第十一項 に規定する方法により算出されるものに限る。)並びに当該相 をしている当初証拠金の時価(当初証拠金が では、第十一項 に規定する資産をもって充てられる場合には、第十一項 に規定する方法により算出される当初証拠金の時価(当初証拠金が をしている当初証拠金の時価の合計額を算出すること。

(1) (3) 略

ロ〜ト略

二十一の九 況 項並びに第百七十七条第一項第三号イにおいて同じ。) に関して 応して預託等をする証拠金をいう。 次に掲げる行為を行うための措置を講じていないと認められる状 額(以下この号において「潜在的損失等見積額」という。 ティブ取引について将来発生し得る費用又は損失の合理的な見積 下この号において同じ。)に係る当初証拠金 定めた金額に相当する金銭又は金融商品 五号に掲げる取引 に掲げるものに限る。)を授受することを約する部分を除く。 非清算店頭デリバティブ取引(法第二条第二十二項 (通貨に係るものに限る。) のうち元本として 以下この号、第九項及び第十 (同条第二十四項第三 (非清算店頭デリ) に 対 以

イ 非清算店頭デリバティブ取引の相手方との間で次に掲げる事イ 非清算店頭デリバティブ取引に係る潜在的損失等見積額(あらかじめ金融庁長官に届け出た定量的計算モデルを用いる方法その他の金融庁長第九項に規定する資産をもって充てられる場合には、第十項に規定する方法により算出されるものに限る。)並びに当該相手方から預託等がされている当初証拠金の時価(当初証拠金が規定する方法により算出される当のに限る。)並びに当該相方から預託等がされている当初証拠金の時価(当初証拠金が規定する方法により算出される当初を開における非清算店頭デリルでいる当初証拠金の時価の合計額を算出すること。

(1) (3) 同上

ロ〜ト 同上]

[二十二~三十 略]

[2 6 略]

7 第一項第二十一号の七及び第二十一号の八に規定する協会規則に

一金融商品取引業者等が保存する特定通貨関連店頭デリバティブは、次に掲げる事項が定められていなければならない。

取引に関する情報に係る次に掲げる事項

当該情報の内容

当該情報の保存の方法及び期間

金融商品取引業者等が報告する特定通貨関連店頭デリバティブ

取引に関する情報に係る次に掲げる事項

・当該情報の内容

当該情報の報告の方法及び頻度

口

当該情報の分析の方法及びその結果

当該協会規則を変更する場合には、あらかじめその内容を金融

庁長官に通知する旨

8

引(同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同項デリバティブ取引であって、法第二条第二十二項第三号に掲げる取デリバティブ取引であって、法第二条第二十二項第二十一号の九の「特定店頭オプション取引」とは、店頭 7

取引のうち、これらの取引に係るオプションが行使された場合に一第二号に掲げる取引であるものに限る。)又は同項第四号に掲げる

定額の金銭を授受することとなるものをいう。

9

金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる措置を講じる場合は、 | =|

同上

当該各号に掲げる措置の区分に応じ、当該各号に定める一又は複数

[二十二~三十 同上]

[2 6 同上]

[項を加える。]

定額の金銭を授受することとなるものをいう。
東引のうち、これらの取引に係るオプションが行使された場合に一第二号に掲げる取引であるものに限る。) 又は同項第四号に掲げる取引(同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同項デリバティブ取引であって、法第二条第二十二項第三号に掲げる取デリバティブ取引であって、法第二条第二十二項第三号に掲げる取

- 8 -

手方との間で継続して含める場合に限る。)ができる。と(当該一又は複数の取引を当該非清算店頭デリバティブ取引の相の取引を、当該措置に係る非清算店頭デリバティブ取引に含めるこ

第一項第二十一号の十に掲げる措置 次に掲げる取引 第一項第二十一号の十に掲げる措置 次に掲げる取引 。次号及び第十三項において同じ。) と同種類の業務を行う者が債務を負担するものを除く する業務と同種類の業務を行う者が債務を負担するものを除く する業務と同種類の業務を行う者が債務を負担するものを除く する業務と同種類の業務を行う者が債務を負担するものを除く する業務と同種類の業務を行う者が債務を負担するものを除く する業務と同種類の業務を行う者が債務を負担するものを除く する業務と同種類の業務を行う者が債務を負担するものを除く する業務と同種類の業務を行う者が債務を負担するものを除く する業務と同種類の業務を行う者が債務を負担するものを除く およりに表する。次号及び第十三項において同じ。)

二項各号に掲げる取引に該当する取引 二項及び第十三項において「基準時」という。)において第十八 非清算店頭デリバティブ取引を行った時(以下この項、第十八 非清算店頭デリバティブ取引を行った時(以下この項、第十

本契約書に基づき第一項第二十一号の十の措置に係る非清算店高法律第二条第五項に規定する基本契約書をいう。以下この項、第法第二条第五項に規定する基本契約書をいう。以下この項、第法第二条第五項に規定する基本契約書をいう。以下この項、第法の工第三項において同じ。)の約定をした基本契約書(同じる法律第二条第六項に規定する基本契約書をいう。以下この項、第一括清算(金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関す

第一項第二十一号の八に掲げる措置 次に掲げる取引

イ

次号及び第十二項において同じ。)お書務と同種類の業務を行う者が債務を負担するものを除くいう。)と同種類の業務若しくは同法第百七十条第一項に規定する業務出の法令に準拠して設立された法人で外国において商品取引債務引受業を引き、大場に共定する商品取引債務引受業を引き、大場に対して設立された法人で外国において商品取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関(商品先物取店頭商品デリバティブ取引(商品取引清算機関(商品先物取店頭商品デリバティブ取引(商品取引清算機関)

口同上

一項各号に掲げる取引に該当する取引一項及び第十二項において「基準時」という。)において第十ハ 非清算店頭デリバティブ取引を行った時(以下この項、第十

本契約書に基づき第一項第二十一号の八の措置に係る非清算店で出ている東京の二第三項に規定する基本契約書をいう。以下この項、第二条第五項に規定する基本契約書をいう。以下この項、第三への二第三項において同じ。)の約定をした基本契約書(同三条の二第三項において同じ。)の約定をした基本契約書(同三条の二第三項において同じ。)の約定をした基本契約書(同三条の二第三項において同じ。)に基づき行われている取引(金融商品取引業者等が当該基本契約書に基づき第十一項及び第十二項、第百四十条の三第二項並びに第百四十第十一項及び第十二項、第百四十条の二第二項が出版。以下この項、

頭デリバティブ取引を行っている場合に限り、 イからハまでに

掲げる取引を除く。

第一項第二十一号の十一に掲げる措置 次に掲げる取引

ホ 基準時において第十三項各号に掲げる取引に該当する取引 一括清算の約定をした基本契約書に基づき行われている取引

号の十一の措置に係る非清算店頭デリバティブ取引を行って (金融商品取引業者等が当該基本契約書に基づき第一項第二十

いる場合に限り、 イからニまでに掲げる取引を除く。

11 10 略 略

項第二十一号の十の規定は、 基準時において、 次の各号のい

12

ず れかに該当する取引については、 適用しない。

二 〈 匹 略

Ŧī. る措置と同等であると認められる外国の法令に準拠することその 金融商品取引業者等について、 第一 項第二十一号の十に規定す

は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合と の事情により同号に規定する措置を講じなくても公益に反し又

他

して金融庁長官が指定する場合における当該取引

13

項第二十

号の十一

の規定は、

基準時において、

次の各号の

<u>{</u> 匹 略

ずれかに該当する取引については、

適用しない。

五. 金融商品取引業者等について、 第 項第二十 一号の十一に規定

> 頭デリバティブ取引を行っている場合に限り、 掲げる取引を除く。 イからハまでに

第一項第二十一号の九に掲げる措置 次に掲げる取引

「イ〜ハ 同上

ホ 基準時において第十二項各号に掲げる取引に該当する取引 一括清算の約定をした基本契約書に基づき行われている取引

一号の九の措置に係る非清算店頭デリバティブ取引を行って (金融商品取引業者等が当該基本契約書に基づき第一項第二十

る場合に限り、 イからニまでに掲げる取引を除く。)

同上

9 10 同上

11 第一項第二十一号の八の規定は、 基準時において、 次の各号の

二 四 同上 ずれかに該当する取引については、

適用しない。

五. は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合と 他の事情により同号に規定する措置を講じなくても公益に反し又 る措置と同等であると認められる外国の法令に準拠することその 金融商品取引業者等について、 第一 項第二十一号の八に規定

12 ずれかに該当する取引については、 第 一項第二十 一号の九の規定は、 適用しない。 基準時において、 次の各号の

して金融庁長官が指定する場合における当該取引

二 〈 匹 同上

五. 金融商品取引業者等について、 第 一項第二十 号の九に規定す

又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合 の他の事情により同号に規定する措置を講じなくても公益に反し する措置と同等であると認められる外国の法令に準拠することそ

として金融庁長官が指定する場合における当該取引

(控除すべき固定資産等)

第百七十七条 内閣府令で定めるものは、 法第四十六条の六第一項に規定する固定資産その他の 貸借対照表の科目その他のもので次に掲 第百七十七条

げるものとする。

[一•二 略]

流動資産のうち、次に掲げるもの

イ れるものに限る。)及び同条第十三項第五号に掲げる取引に係 管理信託、当初証拠金 二の規定による信託の設定又はこれに類する方法により管理さ 口に掲げるものに係るもの並びに商品先物取引法施行規則 る外国における当初証拠金に相当するもの、 預託金(顧客分別金信託、 (第百二十三条第一項第二十一号の十 顧客区分管理信託、 前条第一項第七号 商品顧客区分 伞

による預託金を除く。)

成十七年農林水産省令第三号)

第九十八条第一項第二号の規定

[口~ホ 略]

2 \ 8 略

四~六略

他の事情により同号に規定する措置を講じなくても公益に反し又 は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合と る措置と同等であると認められる外国の法令に準拠することその して金融庁長官が指定する場合における当該取引

(控除すべき固定資産等)

同上

[一·二 同上]

同上

イ 十七年農林水産省令第三号) るものに限る。)及び同条第十二項第五号に掲げる取引に係る に掲げるものに係るもの並びに商品先物取引法施行規則 外国における当初証拠金に相当するもの、 の規定による信託の設定又はこれに類する方法により管理され 管理信託、 預託金(顧客分別金信託、 当初証拠金 (第百二十三条第一項第二十一号の九ニ 第九十八条第一項第二号の規定に 顧客区分管理信託、 前条第一項第七号口 商品顧客区 (平成

|ロ~ホ 同上

よる預託金を除く。

四~六 同上

(金融) 商品 取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の一部改正)

第二条 金融 商 品取引業等に関する内閣府令 \mathcal{O} __ 部を改正する内閣 府令 (平成三十一 年内閣府令第九号) 0)

一部を次のように改正する。

次の 表に より、 改正 前 欄 に掲げ る規定の傍線を付した部分をこれに対応する改 Ē 後欄 に掲げ る規定 の傍

線を付した部分のように改める。

改 正 後	改正前
附則	附則
(経過措置)	(経過措置)
第二条 金融商品取引業者等(金融商品取引法第三十四条に規定する	第二条 金融商品取引業者等(金融商品取引法第三十四条に規定する
金融商品取引業者等をいう。)については、この府令の施行の日(金融商品取引業者等をいう。)については、この府令の施行の日(
次項において「施行日」という。)から令和元年八月三十一日まで	次項において「施行日」という。)から平成三十一年八月三十一日
の間は、この府令による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府	までの間は、この府令による改正後の金融商品取引業等に関する内
令(次項において「新金融商品取引業等に関する内閣府令」という	閣府令(次項において「新金融商品取引業等に関する内閣府令」と
。)第百十七条第一項第二十八号の二の規定は、適用しない。	いう。)第百十七条第一項第二十八号の二の規定は、適用しない。
2 金融商品取引業者(新金融商品取引業等に関する内閣府令第百二	2 金融商品取引業者(新金融商品取引業等に関する内閣府令第百二
十三条第一項第二十一号の四に規定する金融商品取引業者をいう。	十三条第一項第二十一号の四に規定する金融商品取引業者をいう。
)については、施行日から令和元年十二月三十一日までの間は、新)については、施行日から平成三十一年十二月三十一日までの間は
金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号	、新金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十
の四から第二十一号の六までの規定は、適用しない。	一号の四から第二十一号の六までの規定は、適用しない。

附則

(施行期日)

第一条 この府令は、令和元年八月一日から施行する。

第二条 経 過 金融 措 置 商 品取引業者等 (金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。) に

ては、 この府令の施 行の 日 から令和三年三月三十一 日までの間は、 この 府令による改正後の 金 融 商 品品 取 引

つ

V

業等に関する内 閣府令第百二十三条第一項第二十一 号の七及び第二十一 号の八 \mathcal{O} 規定は、 適 用 L な

金 融 商 品 取 引業等に関 はする内間 閣 府令の一 部 を改 正する内 閣 府令 \mathcal{O} 部改正

第三条 金融 商 品 取引業等に 関 す る内 閣 府 令 \mathcal{O} 部を改了 正する内 閣 府 令 (平成二十八年内閣府令第二十 五. 号

)の一部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表に より、 改 正 前 欄 12 掲げ る規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改める。

一号の十に掲げる措置金融商品取引業等に関	続して含める場合に限る。)ができる。	複数の取引を当該非清算店頭デリバティブ取引の相手方との間で継	措置に係る非清算店頭デリバティブ取引に含めること(当該一又は	らホまでについては、施行日前に行われたものに限る。)を、当該	号に定める一又は複数の取引(第一号ロからニまで及び第二号ロか	措置を講じる場合は、当該各号に掲げる措置の区分に応じ、当該各	いう。以下この項及び次項において同じ。)は、次の各号に掲げる	以下「法」という。)第三十四条に規定する金融商品取引業者等を	商品取引業者等(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号。	この項及び次項において同じ。)について適用する。ただし、金融	二十一号の十に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。以下	ブ取引(金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第	(以下「施行日」という。) 以後に行われる非清算店頭デリバティ	十一号の十及び第二十一号の十一の規定は、平成二十八年九月一日	第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二 第	号の十及び第二十一号の十一の規定の適用に係る経過措置)	(金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一	附則	改 正 後
る業	して含める場合に限る。)ができる。	数の取引を当該非清算店頭デリバティブ取引の相手方との間で継続	置に係る非清算店頭デリバティブ取引に含めること(当該一又は複	ホまでについては、施行日前に行われたものに限る。) を、当該措	に定める一又は複数の取引(第一号ロからニまで及び第二号ロから	置を講じる場合は、当該各号に掲げる措置の区分に応じ、当該各号	う。以下この項及び次項において同じ。)は、次の各号に掲げる措	下「法」という。)第三十四条に規定する金融商品取引業者等をい	品取引業者等(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以	の項及び次項において同じ。)について適用する。ただし、金融商	十一号の八に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。以下こ	取引(金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二	以下「施行日」という。)以後に行われる非清算店頭デリバティブ	十一号の八及び第二十一号の九の規定は、平成二十八年九月一日(第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二	号の八及び第二十一号の九の規定の適用に係る経過措置)	(金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一	附則	改 正 前

三条第一項第二十一号の十の規定が適用されない取引に限る。次項の規定により金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十イ 非清算店頭デリバティブ取引(施行日前に行われた取引及び

[ロ・ハ 略]

一 一括清算(金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律(平成十年法律第百八号)第二条第六項に規定する場合に を基本契約書(同法第二条第五項に規定する基本契約書をいう。以下この号及び次号において同じ。)に基づき行われている 取引(金融商品取引業者等が当該基本契約書に基づき金融商品 取引業等に関する内閣府令第百二十三条第六項に規定する一括 の措置に係る非清算店頭デリバティブ取引を行っている場合に 限り、イからハまでに掲げる取引を除く。)

一号の十一に掲げる措置 次に掲げる取引二 金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十

規定が適用されない取引に限る。) 業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の十一のする内閣府令第百二十三条第十三項の規定により金融商品取引第三項の規定により読み替えて適用する金融商品取引業等に関イ 非清算店頭デリバティブ取引(施行日前に行われた取引及び

ロ〜ニ 略

ホ 一括清算の約定をした基本契約書に基づき行われている取引

三条第一項第二十一号の八の規定が適用されない取引に限る。次項の規定により金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十イ 非清算店頭デリバティブ取引(施行日前に行われた取引及び

[ロ・ハ 同上]

二 金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十

一号の九に掲げる措置 次に掲げる取引

定が適用されない取引に限る。) 業等に関する内閣府令第百二十三条第十二項の規定により金融商品取引第三項の規定により読み替えて適用する金融商品取引業等に関 非清算店頭デリバティブ取引(施行日前に行われた取引及び

[ロ〜ニ 同上]

ホ 一括清算の約定をした基本契約書に基づき行われている取引

り、イからニまでに掲げる取引を除く。) 措置に係る非清算店頭デリバティブ取引を行っている場合に限業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の十一の《金融商品取引業者等が当該基本契約書に基づき金融商品取引

2 [略]

3 金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十三項の規定 3 金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十三項の規定 3

(証拠金の預託等に係る経過措置)

まである。 する。 する。 する。 が号において「預託等」という。)をする証拠金」と が号において「預託等」という。)をする証拠金」とあるのは、「 が号において「預託等」という。)をする証拠金」とあるのは、「 が号において「預託等」という。)をする証拠金」とあるのは、「 が号において「預託等」という。)をする証拠金」とあるのは、「 が号において「預託等」という。)をする証拠金」とあるのは、「 が号において「預託等」という。)をする証拠金」とあるのは、「

、イからニまでに掲げる取引を除く。)置に係る非清算店頭デリバティブ取引を行っている場合に限り業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の九の措(金融商品取引業者等が当該基本契約書に基づき金融商品取引

2 [同上]

「百五兆円」とする。
 金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十二項の規定を融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十二項の規定を配置については、同項中「一兆千億円」とあるのは、施行日から 金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十二項の規定

(証拠金の預託等に係る経過措置)

第三条 当分の間、金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条 する。